

とちまる安心認証における認証基準の一部改定について【新旧対照表】

国の第三者認証制度の基準案の改定（R4.9.8事務連絡）を受け、以下のとおり認証基準を一部改定する。

改 定 前	改 定 後
レジ等での <u>対面接客に備え、アクリル板、透明ビニールカーテンなどで遮蔽するほか、</u> コイントレイを用いた受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。	レジ等での <u>会計時には、</u> コイントレイを用いた受け渡し、またはキャッシュレス決済を導入する。
○テーブル間の配置 同一グループが使用するテーブルと他のグループが使用するテーブルの間を、 <u>アクリル板（目を覆う程度の高さ以上を目安）、透明ビニールカーテン、パーティション等</u> で遮蔽する。	○テーブル間の配置 同一グループが使用するテーブルと他のグループが使用するテーブルの間を、 <u>パーティション、アクリル板、透明ビニールカーテン等（以下、「パーティション等」という。）（目を覆う程度の高さ以上を目安）</u> で遮蔽する。
○座席等の配置 <u>アクリル板等（パーティション）</u> を適切に設置する。	○座席等の配置 <u>パーティション等</u> を適切に設置する。
○カウンターテーブル席の配置 カウンターテーブル上に <u>アクリル板等（パーティション）</u> を適切に設置する。	○カウンターテーブル席の配置 カウンターテーブル上に <u>パーティション等</u> を適切に設置する。
○ビュッフェスタイル <u>利用者が一回の料理を取り分けるごとに新たな小皿を使用させるとともに、飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護し、取り分け時は使い捨て手袋を使用させ、取り分け用のトンゴや箸が共有されないよう徹底する。</u>	○ビュッフェスタイル <u>利用者は、取り分け時はマスクを着用し、一回の料理を取り分けるごとに新たな小皿を使用する。また、取り分け用のトンゴや箸を利用する際、これらを共有する場合は、手指の消毒又は使い捨て手袋等の着用を徹底する。または取り分け用のトンゴや箸を個別に使用し、共有としないことを徹底する。なお、使い捨て手袋を使用する際は、使用後の手袋を適切に廃棄し、使い回しを行わないようにする。飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。</u>

改 定 前	改 定 後
<p><u>アクリル板等</u>について、利用者の入替時等定期的にアルコールなどを用いて清拭消毒する。</p>	<p><u>パーティション等</u>について、利用者の入替時等定期的にアルコールなどを用いて清拭消毒する。</p>
<p><u>トイレの蓋（蓋がある場合に限る）を閉めて汚物を流すように表示する。</u></p>	<p>削除</p>
<p><u>常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。</u></p>	<p><u>大声を出さないことや適切なマスクの正しい着用を徹底する。</u>咳エチケットを徹底する。 <u>※マスク着用の考え方等については、厚生労働省HP「マスクの着用について」を参照。</u></p>
<p>業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合は、<u>出勤を停止させる。</u></p>	<p>業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や、軽度であっても風邪症状、嘔吐・下痢、味覚・嗅覚障害等の症状がある場合は、<u>出勤しないよう呼びかける。</u></p>
<p>感染した、もしくは感染が疑われる従業員、<u>濃厚接触者と判断された従業員の就業は禁止する。</u></p>	<p>感染した、もしくは感染疑いのある従業員が<u>出勤しないよう徹底する。</u></p>
<p>共用物品や共用場所を、アルコールなどで、利用者の入替時等定期的に清拭消毒する。 <注意すべき場所>テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、<u>アクリル板、透明ビニールカーテン、</u>パーティションなど</p>	<p>共用物品や共用場所を、アルコールなどで、利用者の入替時等定期的に清拭消毒する。 <注意すべき場所>テーブル、椅子、メニューブック、調味料、ドリンクバー、ドアノブ、電気のスイッチ、タッチパネル、卓上ベル、レジ、蛇口、手すり、便座、洗浄レバー、コイントレイ、券売機、エレベーターのボタン、パーティションなど</p>

改 定 前	改 定 後
従業員の感染が判明した場合は、 <u>保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、当該施設からの感染拡大防止策を講じる。</u>	従業員又は利用者の感染が判明し、 <u>保健所の指示・調査等がなされた際は、必要な対応・協力を行う。また、当該施設において感染拡大防止策を講じる。</u>
<u>感染が疑われる従業員は、検査結果判明まで出勤しないなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底させる。</u>	<u>感染疑い時などに検査を受けた際は、結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を従業員に周知する。</u>
<u>保健所が行う積極的疫学調査の結果、感染者が施設を利用していた場合は、保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、感染拡大を防止する対策を講じる。</u>	削除

【推奨する項目】

改 定 前	改 定 後
<u>感染リスクの早期把握のため、国が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）の利用をルール化または奨励する。</u>	削除 ※接触確認アプリ（COCOA）機能停止の動きを受け、言及部分を削除する。
<u>上記以外の方法により、感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。</u> （ 具体的な取組の内容 ）	感染リスクの早期把握の仕組みを導入する。 （ 具体的な取組の内容 ）